平成28年度

グラフで見る
千葉県の
労働災害の現状

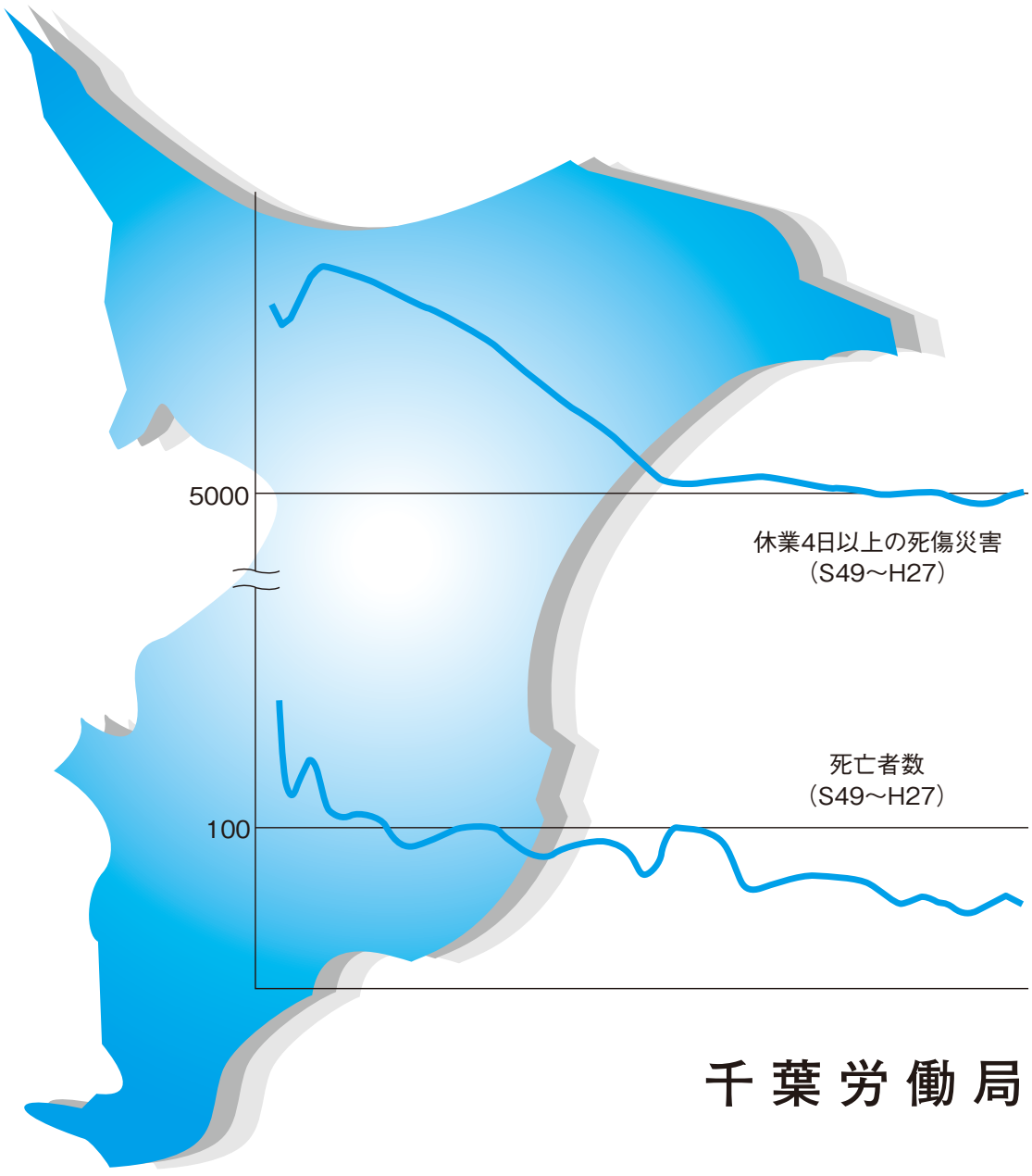

千 葉 労 働 局

労働災害の現状

平成28年度全国安全週間　7月1日～7日
スローガン
見えますか？　あなたのまわりの　見えない危険
みんなで見つける　安全管理

目　次

1　はしがき …… 1
2　減少傾向が鈍化している労働災害 …… 2
3　死傷者の多い第二次産業、増え始めた第三次産業 … 4
4　依然として死亡災害の多い建設業、製造業 …… 5
5　繰り返される在来型労働災害 …… 6
6　業種によって異なる災害発生のパターン …… 8
7　監督署別の労働災害発生状況 …… 10
8　高齢者・中小企業に多い死亡災害 …… 11
9　依然として増加傾向の有所見率 …… 12
10　高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等 … 13
11　平成27年の主な死亡災害 …… 14
12　参考資料（事故の型・起因物分類コード表） …… 17
ＳＴＯＰ！　転倒災害プロジェクト …… 巻末

1 はしがき

全国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向ですが、鈍化しておりここ数年は増加と減少を繰り返しています。平成27年は前年比3.5％減の116,311件となりました。また、死亡災害についても1000件を下回り、前年比8.7％減の972件となりしました。

千葉県内における平成27年の労働災害は、死傷災害が前年比1.6％減の5,016件となりました。従来から災害の多かった製造業及び建設業は長期的にみると減少傾向を示していますが、第三次産業、とりわけ社会福祉施設での転倒、腰痛が増加しています。

死亡災害については、前年より12件減少し、前年比22.6％減の41件となりました。製造業でのはさまれ・巻き込まれ災害、建設業での墜落・転落災害といった従来からみられる災害が多く発生しています。

労働者の健康状況については、定期健康診断の結果50.5％の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、肝機能、血圧等にかかる有所見率が高くなっています。

更に、平成26年度における過重労働等を原因とした精神障害及び脳・心臓疾患に係る労災請求件数も依然として高い水準となっています。

平成25年度から、平成29年度までの第12次労働災害防止計画が始まっています。千葉労働局でも同計画を策定し、

「誰もが安心して健康に働くことができる社会（ちば）を実現するために」

をキャッチフレーズに展開しています。近年、第三次産業において死傷者が増加しており、これらの業種も重点的に労働災害防止対策を講じていくこととしています。

これらのことを踏まえ、今年度の主要対策は以下のとおりとなっています。

＜平成28年度主要対策＞

1　建設業における労働災害防止対策

建設業は、死亡災害が多発し、今後、工事量増加が見込まれることから最重点として、建設工事の発注機関との連絡協議会の開催、合同パトロールの実施等の連携強化を通じて、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底、新規参入者教育等の取組を推進します。また、墜落・転落災害の防止対策を推進します。

2　労働災害を減少させるための重点業種等対策の推進

労働災害による死亡者数、負傷者数を減少させるために最重点の建設業のほか、陸上貨物運送事業（荷役作業時の墜落・転落災害防止）、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店、ゴルフ場における災害防止）、製造業（食料品製造業、金属製品製造業における災害防止）、化学工場（爆発火災災害防止）を重点に災害防止対策を推進します。

さらに全業種を通じて「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」を推進します。

3　職業性疾病等の予防対策、メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進

石綿健康障害予防対策、じん肺予防対策、熱中症予防対策、化学物質等安全データシート（ＳＤＳ）の交付、周知など化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、産業保健対策、受動喫煙防止対策を推進します。

これらの対策を強力に推進するためには、労使をはじめ県民の皆様の御理解と御協力が何よりも不可欠なものとなっています。

この冊子が労働災害、健康障害を防止するための一助になれば幸いと存じます。

② 減少傾向が鈍化している労働災害

1．全　国

労働災害による休業４日以上の死傷者数は、昭和36年の481,686人（休業８日以上の死傷者数）をピークとして減少してきました。平成22年以降の増加傾向に対し平成27年はわずかながらに減少しました。

死亡災害は、1000人を下回り平成27年972人と過去最少の数値となりました。

全国における死傷者数の推移（全産業）

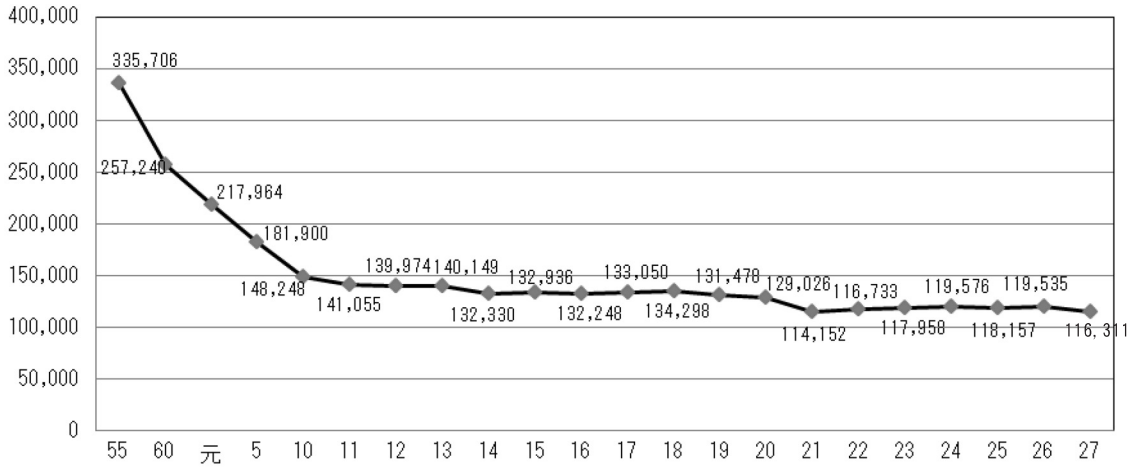

（注）平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告による。
　　平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害を除く。

全国における死亡者数の推移（全産業）

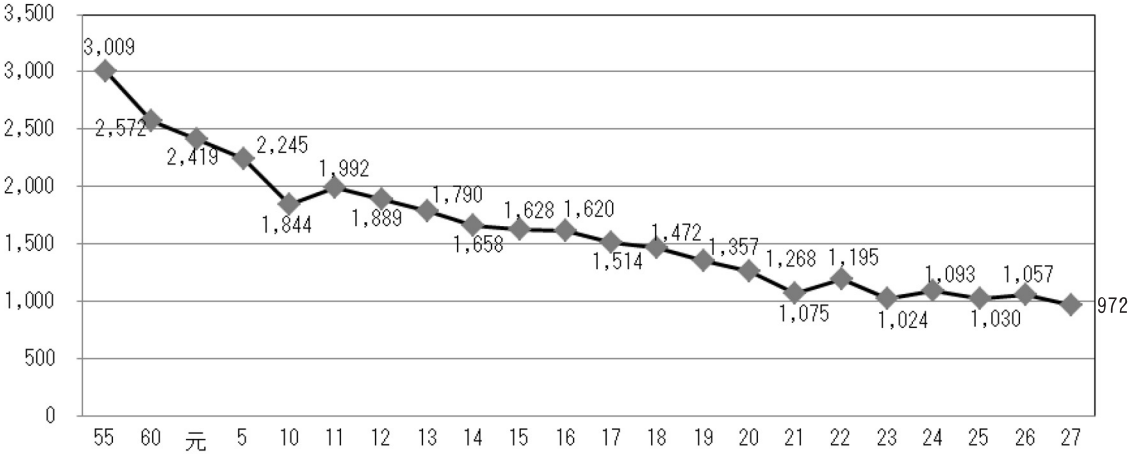

（注）平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害は除く。

２．千葉県内

労働災害による休業４日以上の死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成23年は労働安全衛生法施行（昭和47年）以降最少となりましが、平成11年以降は長期的に5,000件前後で横ばい状態が続いています。

死亡者数は、長期的に見ると昭和40年代の200人前後から、昭和50年代には100人を割り込むこととなり、その後も減少傾向を示していましたが鈍化が見られます。ただし、平成27年は前年比12人減の41人となっています。

千葉県における死傷者数の推移（全産業）

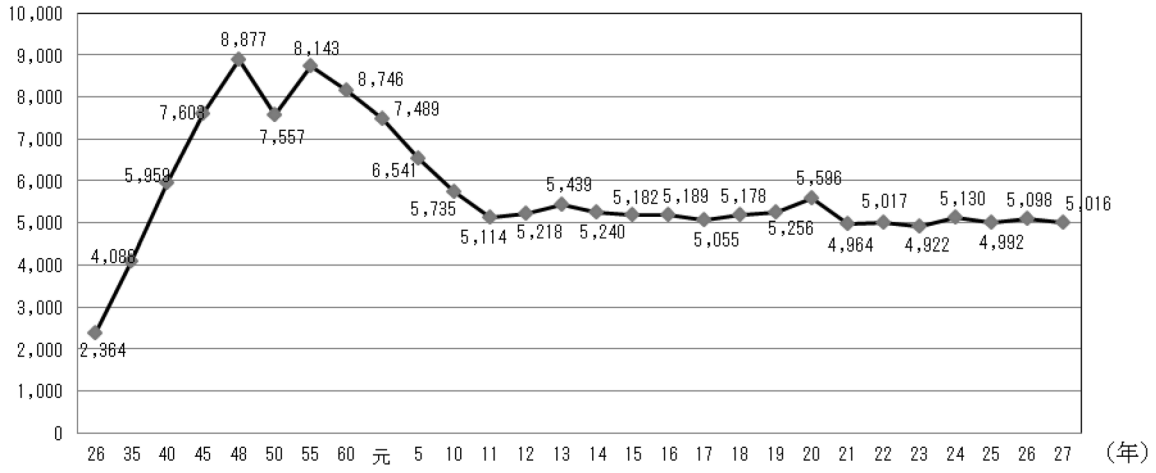

（注）昭和29年～47年は休業８日以上、昭和48年以降は休業４日以上。
平成20年までは労災給付データ、平成21年以降は労働者死傷病報告による。

千葉県における死亡者数の推移（全産業）

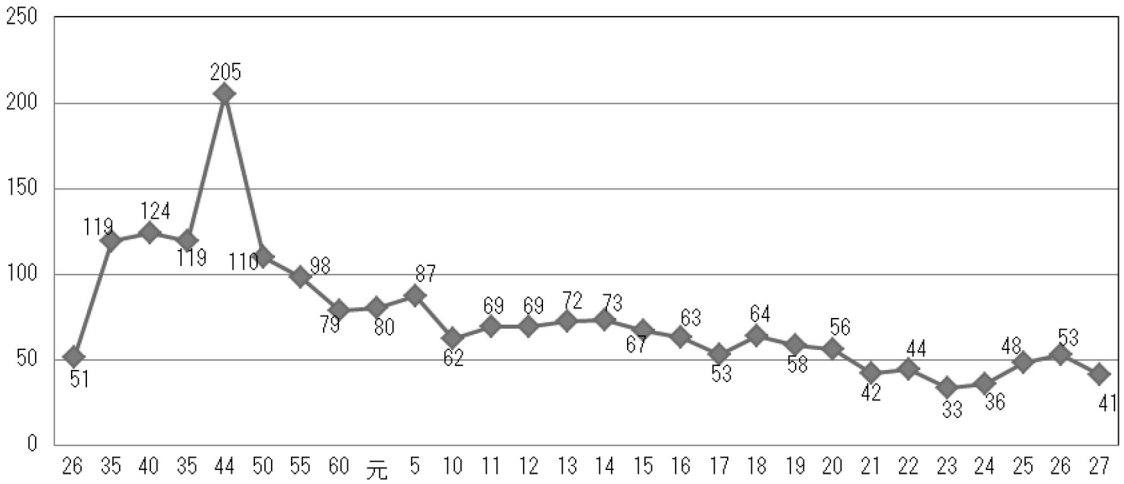

③ 死傷者の多い第二次産業、増え始めた第三次産業

平成27年は、前年と比べ82人（－1.6％）減少しました。

業種別では、平成27年も例年どおり製造業、建設業、運輸交通貨物業の３業種（2,537人）が全産業の半数以上（50.6％）を占めています。

近年、第三次産業は増加傾向であり、平成23年の商業、接客娯楽業、保健衛生業の３業種で約32％でしたが、平成27年は34.2％と増加しています。

業種別・年別死傷者数

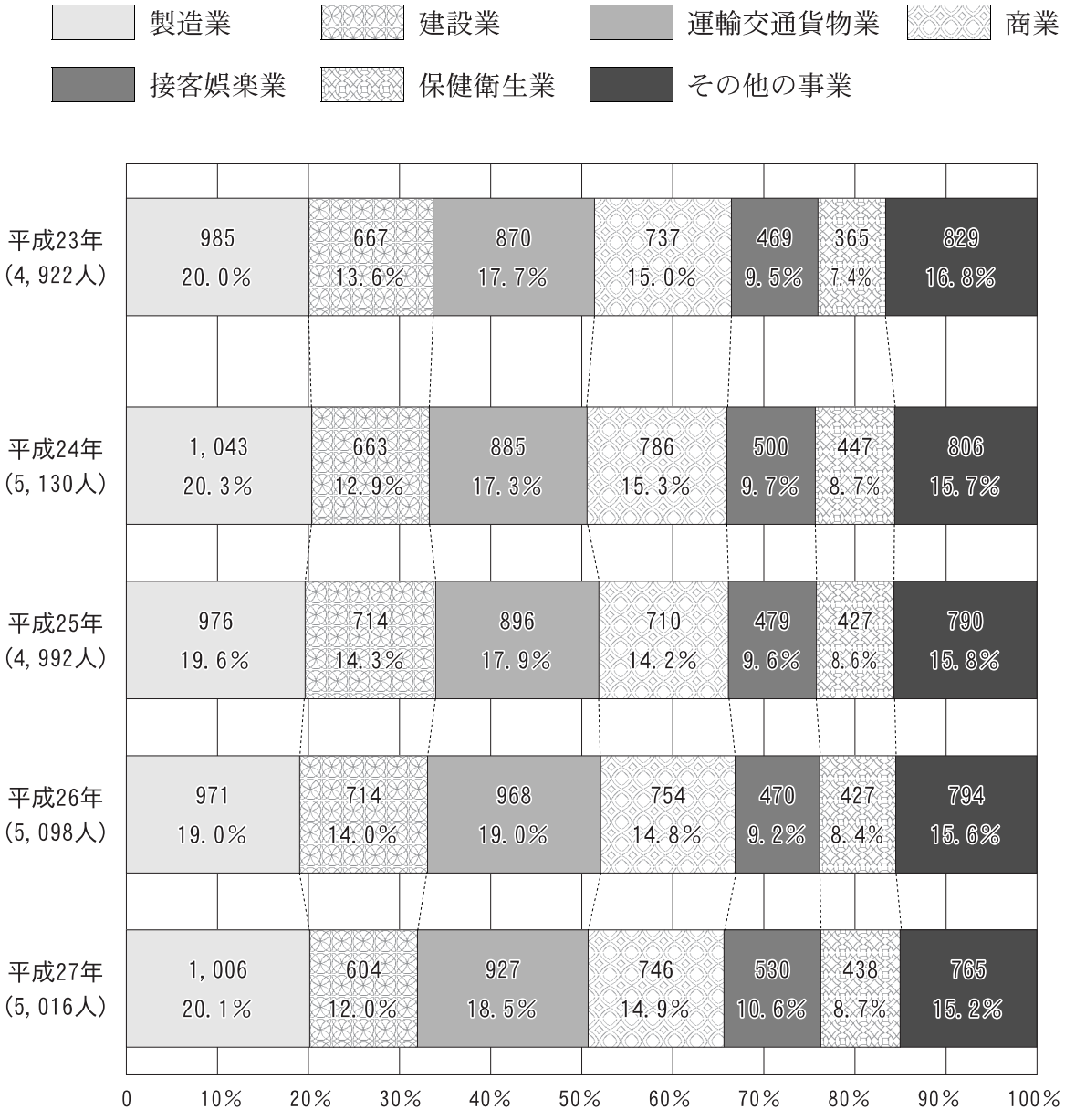

（注）運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

4 依然として死亡災害の多い建設業、製造業

平成27年の死亡災害は前年より12人減少し、41人となりました。特に建設業は前年より９人減少しました。

しかしながら、全産業における建設業の占める割合は36.6％、製造業の占める割合は26.8％でこの２業種で６割に達しています。

業種別・年別死亡災害発生状況

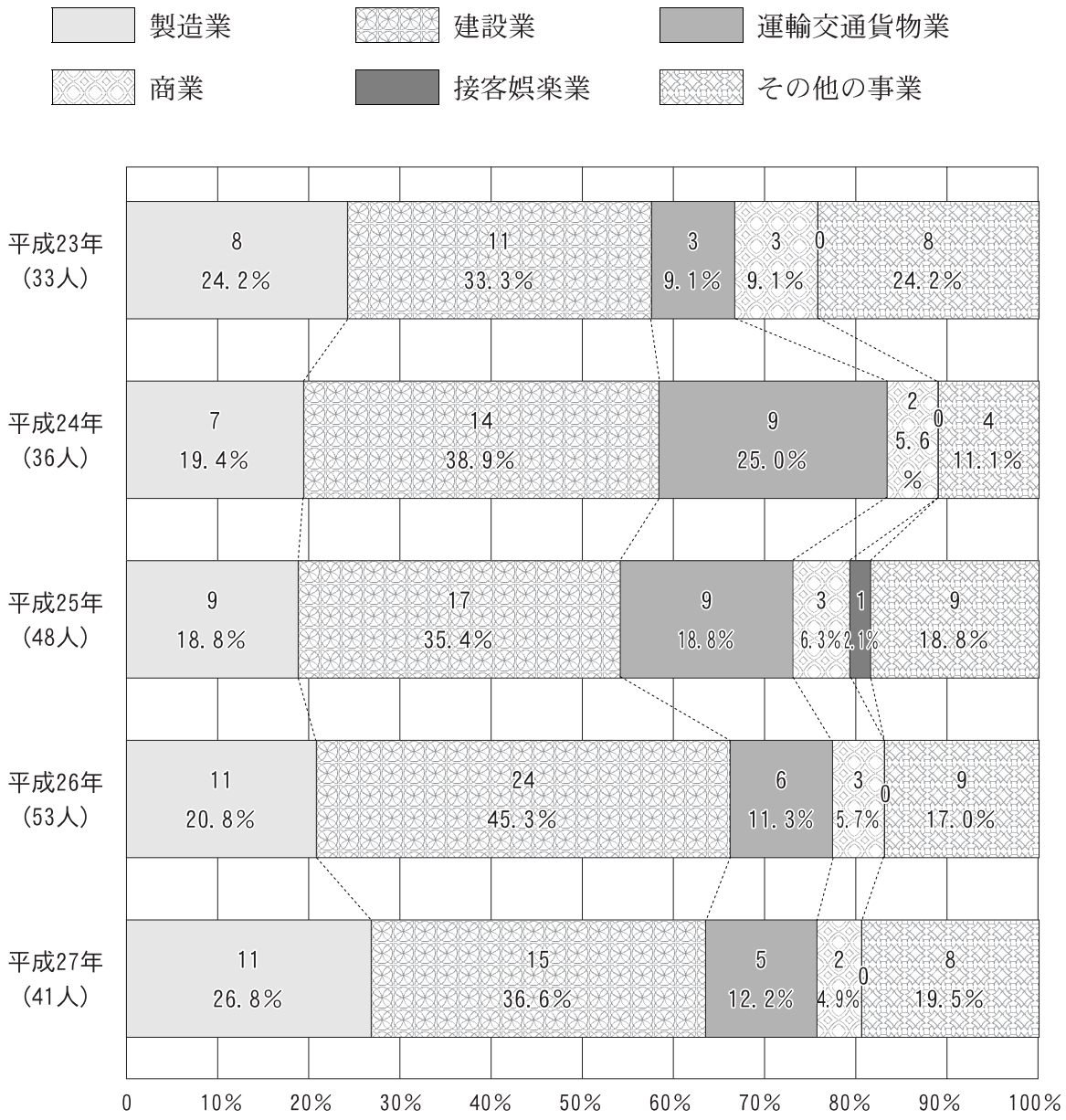

（注）運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

5 繰り返される在来型労働災害

1．死傷災害

平成27年における千葉県内の死傷者数を事故の型別でみると、墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれで全体の51.4％を占めています。特に、転倒による災害が増加傾向にあります。

起因物別では、足場や階段、通路等を原因とした仮設物・建築物等が増加しています。

事故の型別死傷災害発生状況

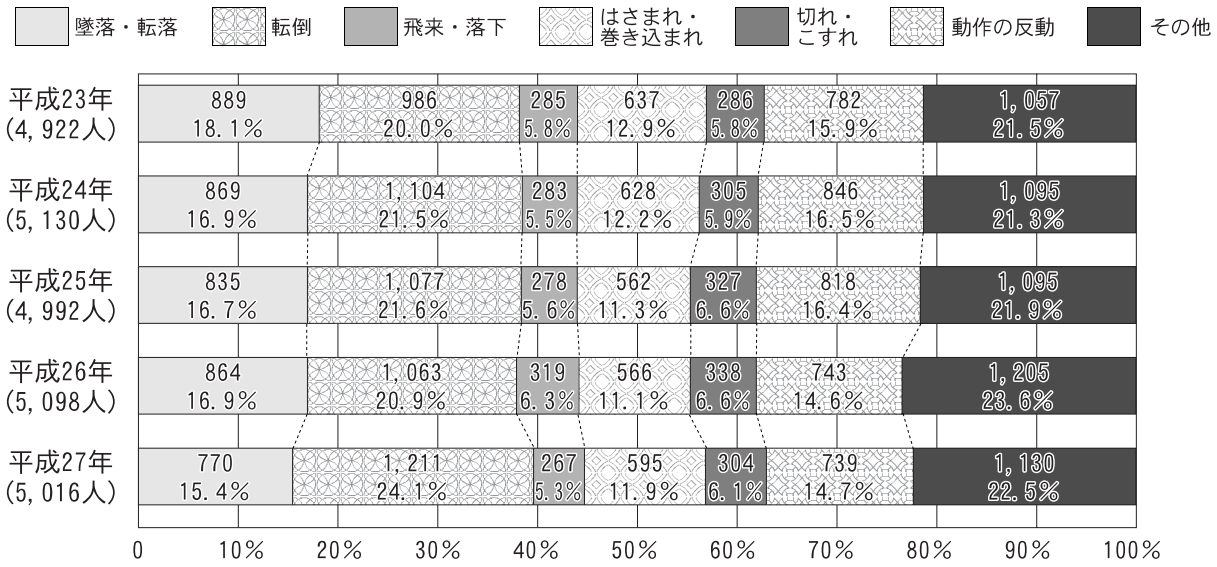

※ 事故の型別分類は18,19ページ参照

起因物別死傷災害発生状況

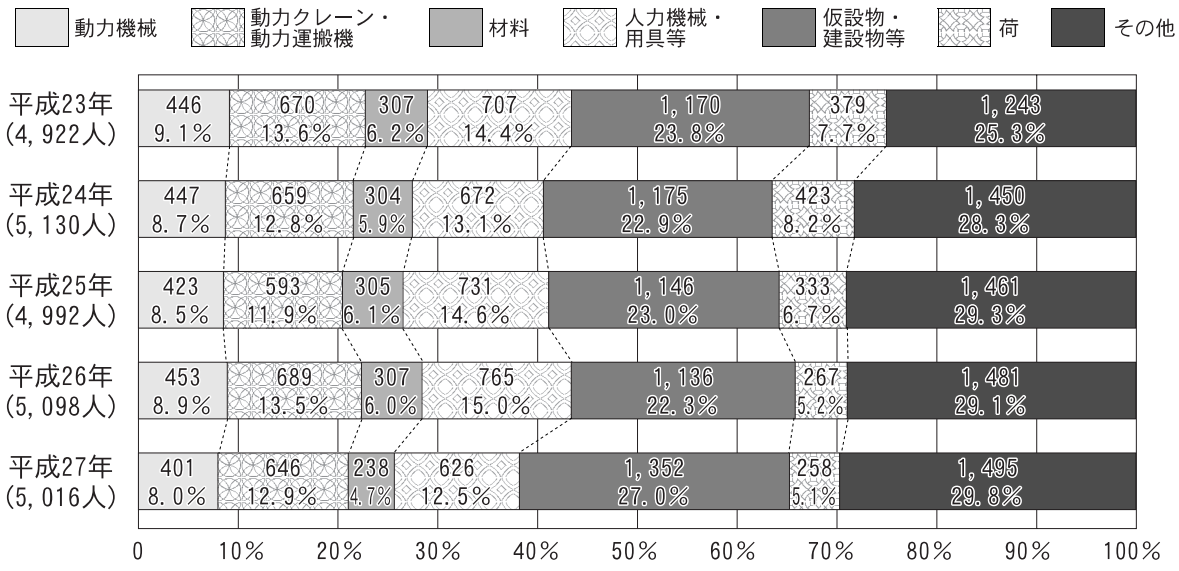

※ 起因物分類は20ページ参照

２．死亡災害

事故の型別については、墜落・転落が依然として高い割合を占めています。交通事故による死亡災害は大幅に減少しています。

起因物別では、仮設物・建築物等が17％を占めています。また、トラックが含まれる動力運搬機が約15％を占めています。

事故の型別・年別死亡災害発生状況

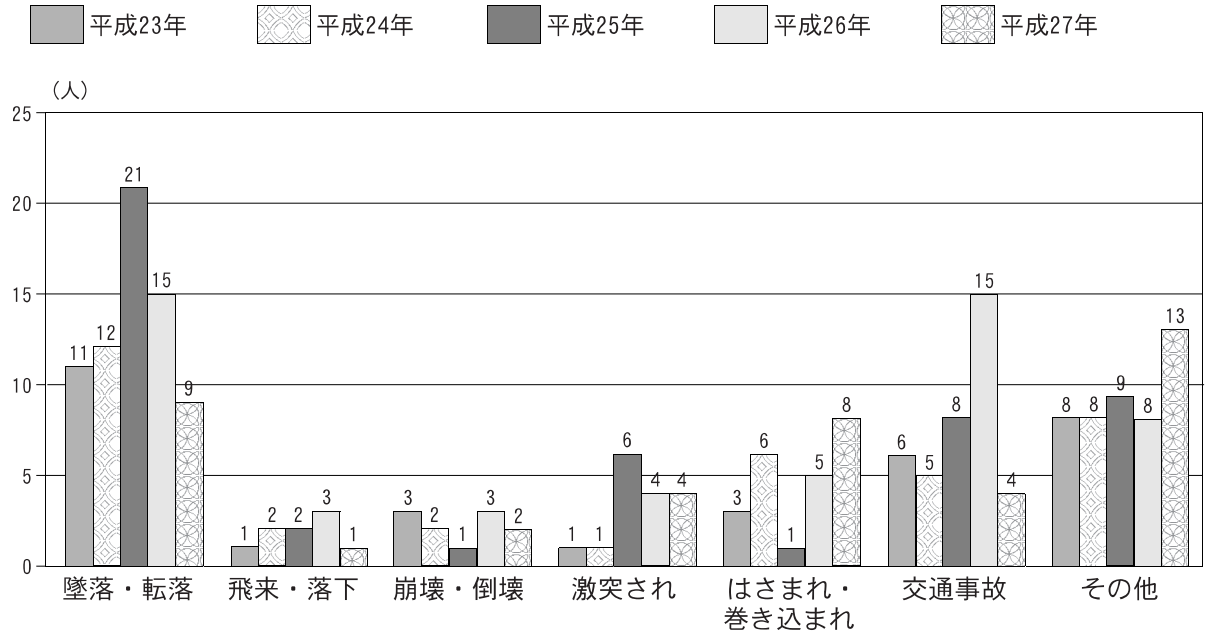

起因物別・年別死亡災害発生状況

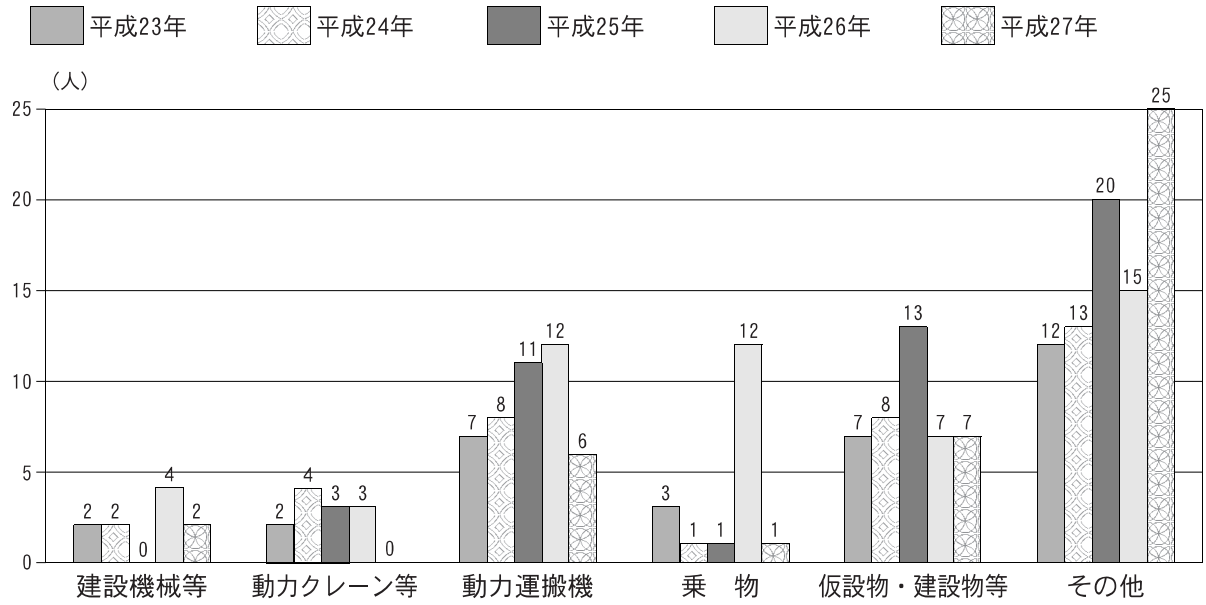

⑥ 業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

製造業では食品加工用機械や金属加工用機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害、建設業では建築物等からの墜落・転落災害、運輸交通貨物業では荷台等からの墜落・転落災害、小売業では作業面や通路での転倒災害、社会福祉施設では介助中等における動作の反動による災害が多く占めています。

1．事故の型別

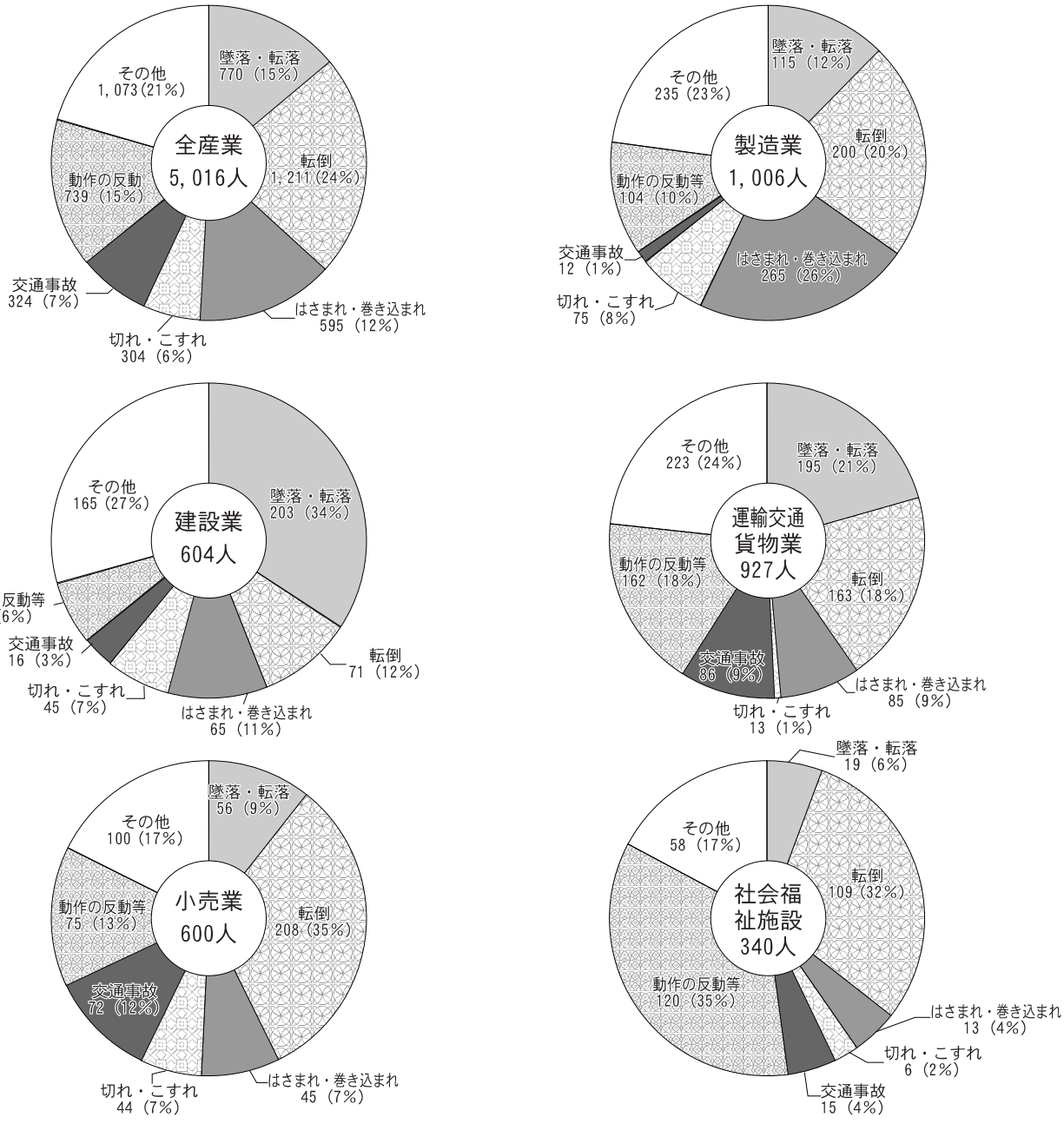

（注）運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

2　起因物別

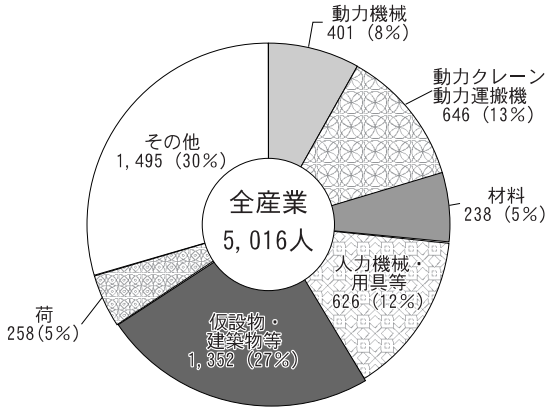

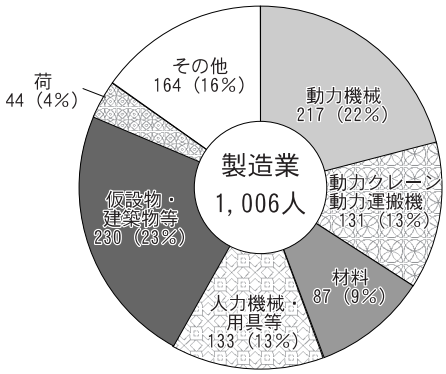

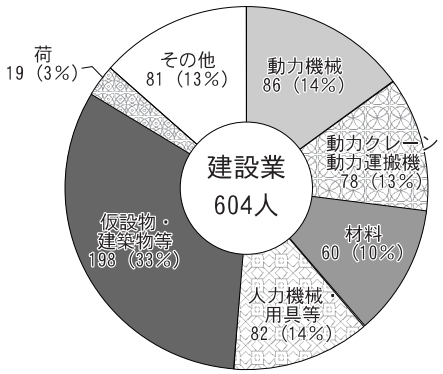

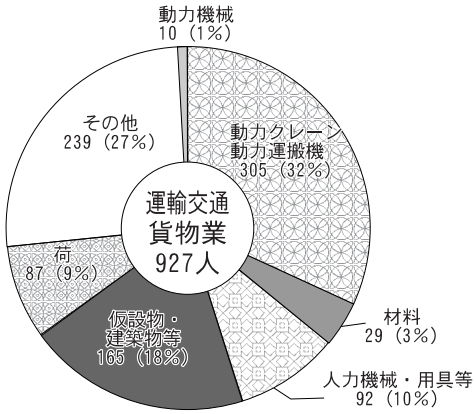

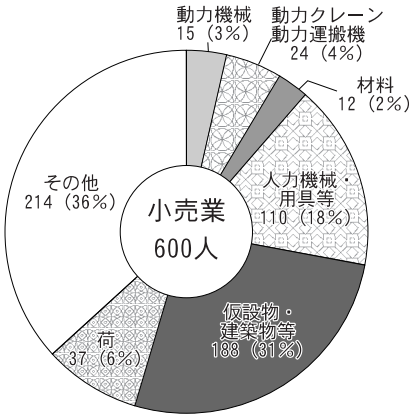

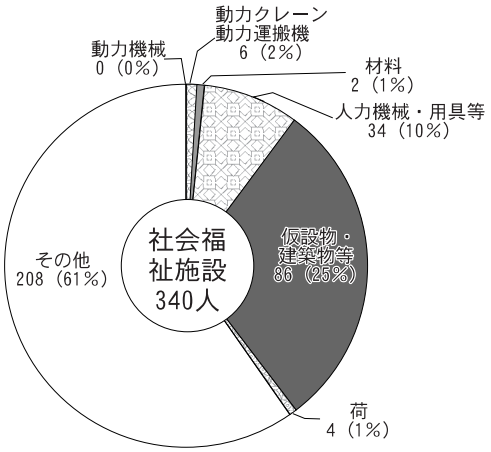

（注）運輸交通貨物業は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

7 監督署別の労働災害発生状況

休業災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部３署で全体の２／３近い労働災害が発生しています。

１．死傷災害

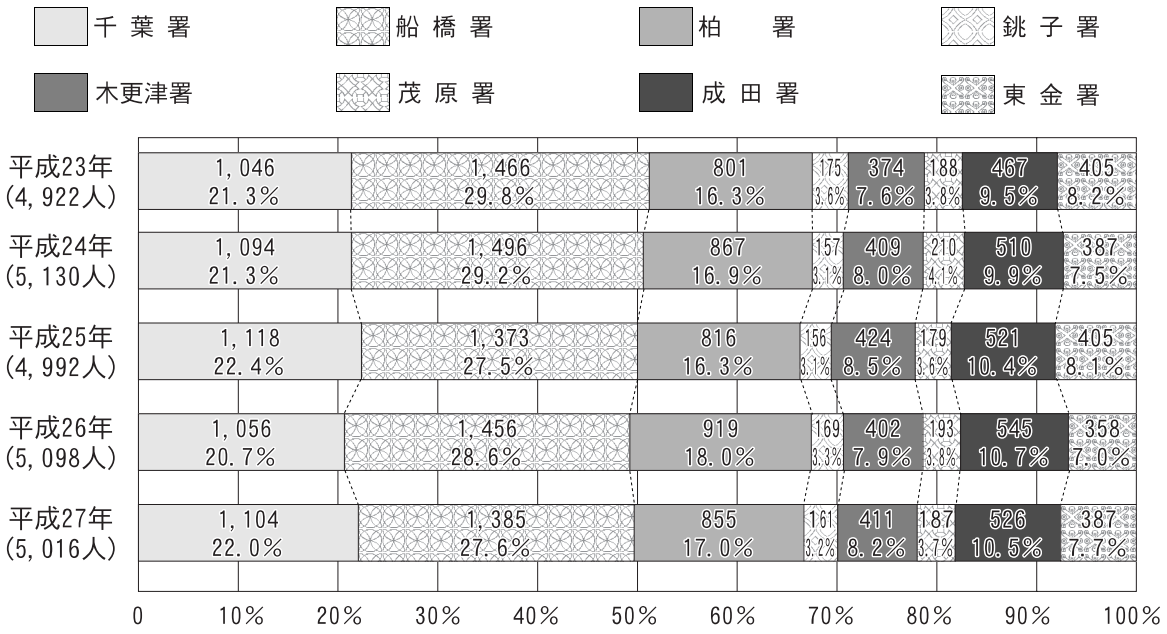

２．死亡災害

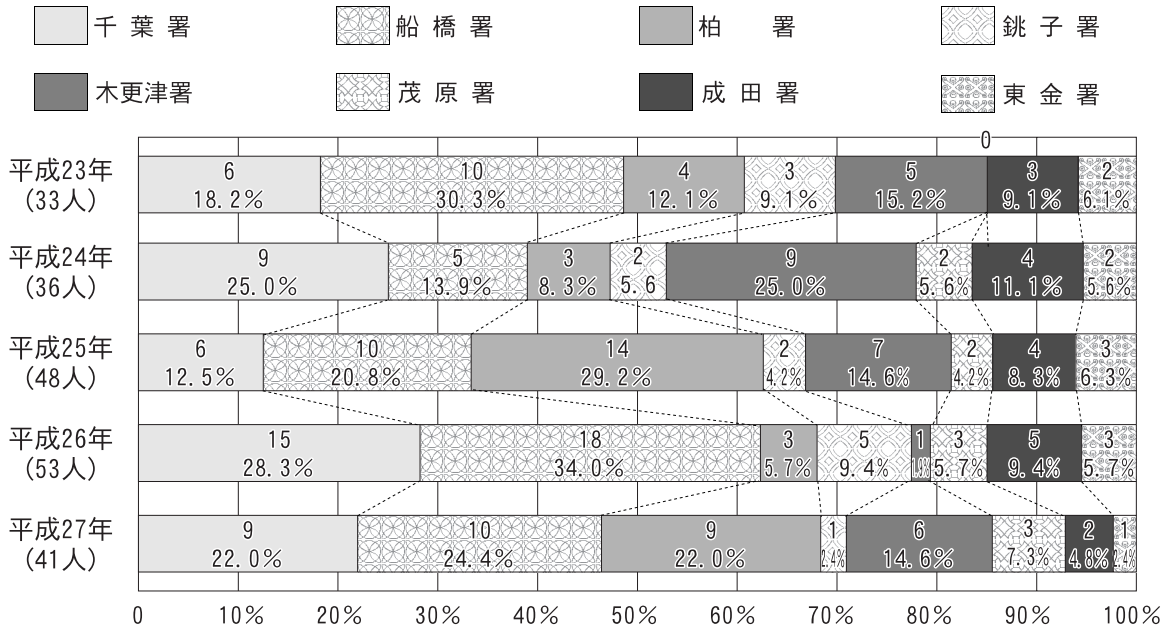

⑧ 高齢者・中小企業に多い死亡災害

全産業では、50歳以上の死亡者数が約半数を占めています。事業場規模別では労働者50人未満の中小企業で約６割を占めています。小規模事業場や高年齢労働者に重篤な災害が比較的多く発生しています。

(1) 年　齢　別

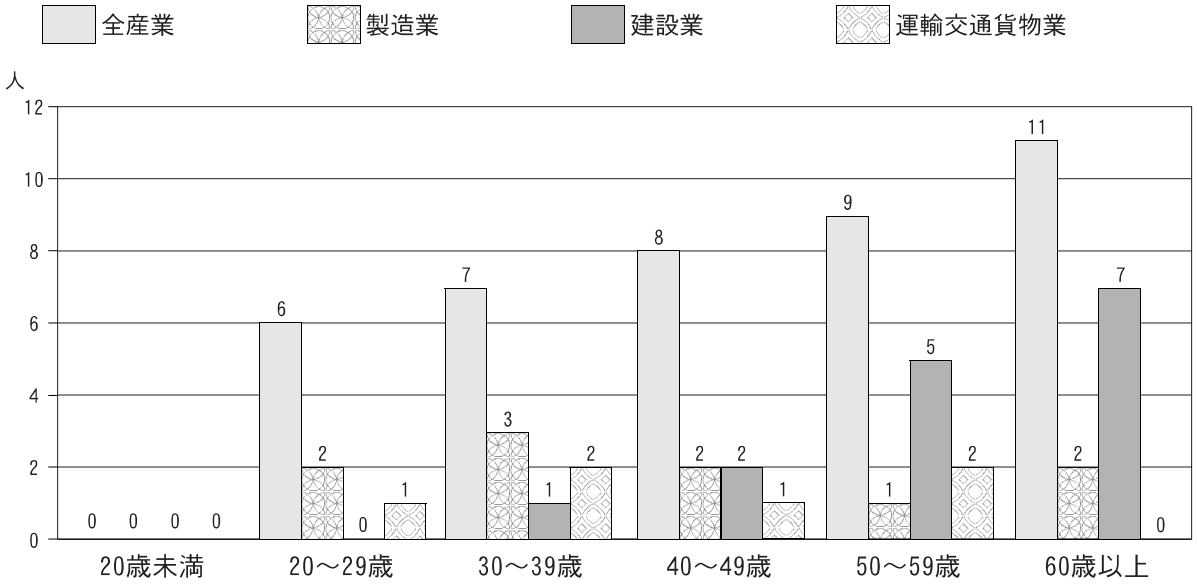

(2) 事 業 場 規 模 別

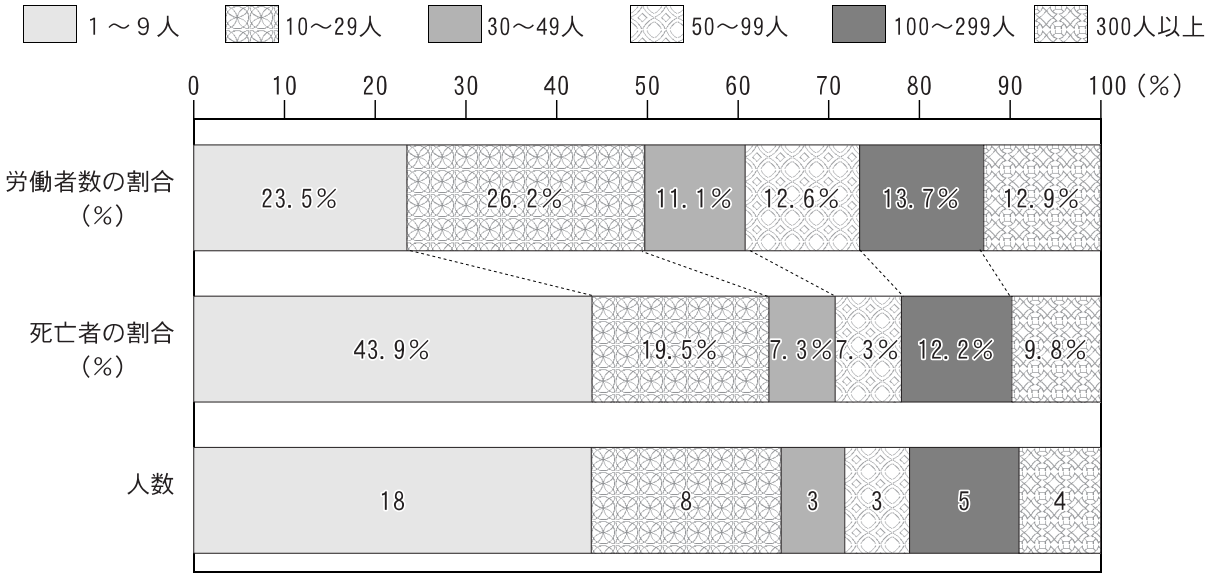

（注）経済センサス−基礎調査（平成26年）に基づき算出

⑨ 依然として増加傾向にある有所見率

1．定期健康診断結果有所見率の推移

全国的には有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。

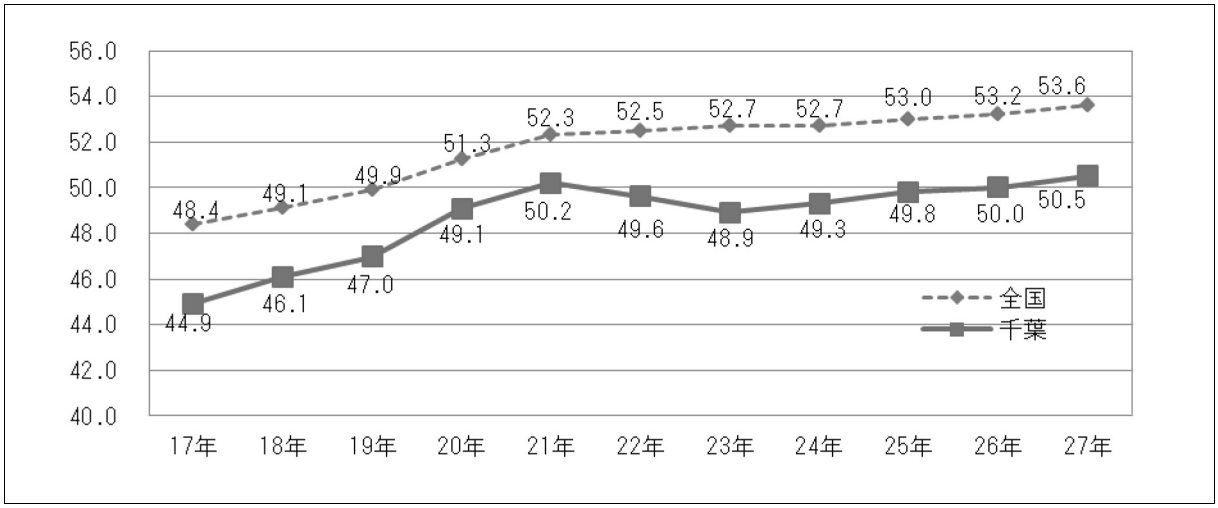

2．千葉県における項目別有所見率

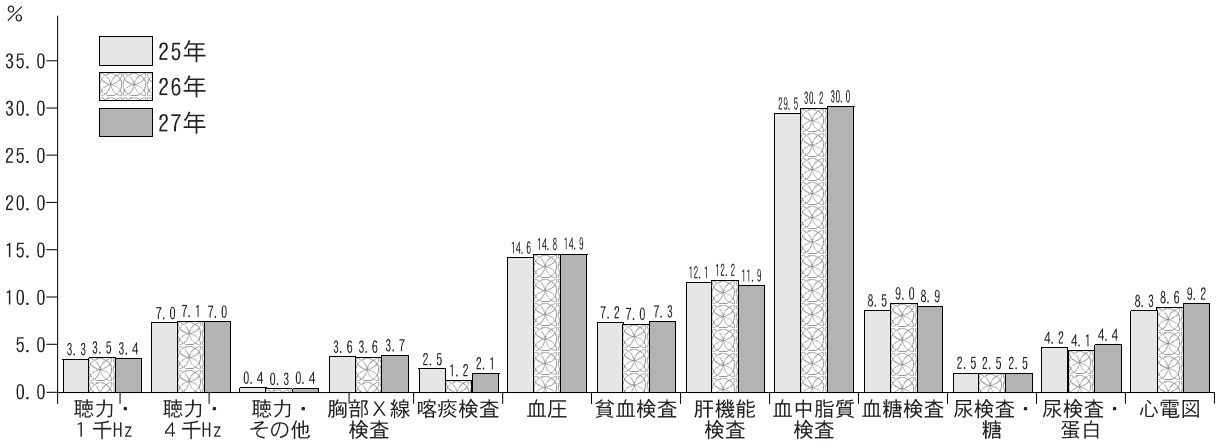

3．千葉県における業種別有所見率

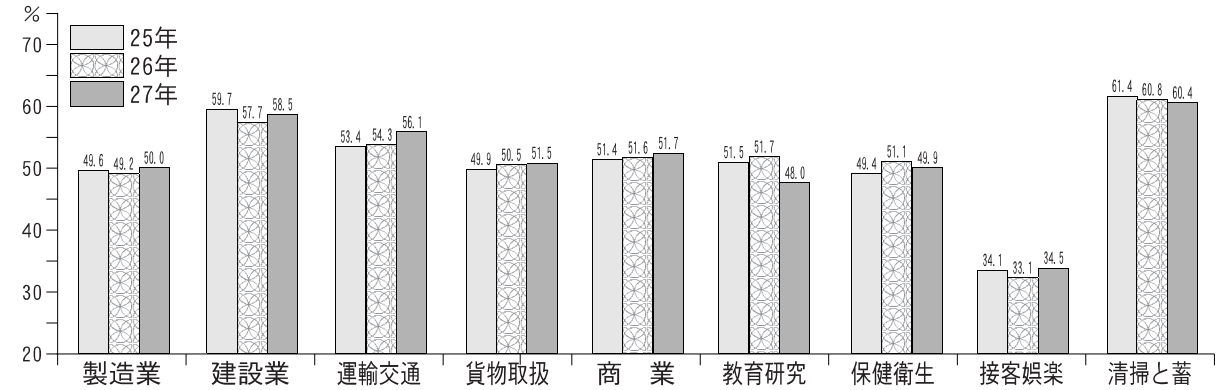

10 高止まりをする過労死・増加傾向にある精神疾患等

1　脳血管疾患及び虚血性心疾患の推移（「過労死」等の労災補償の推移）

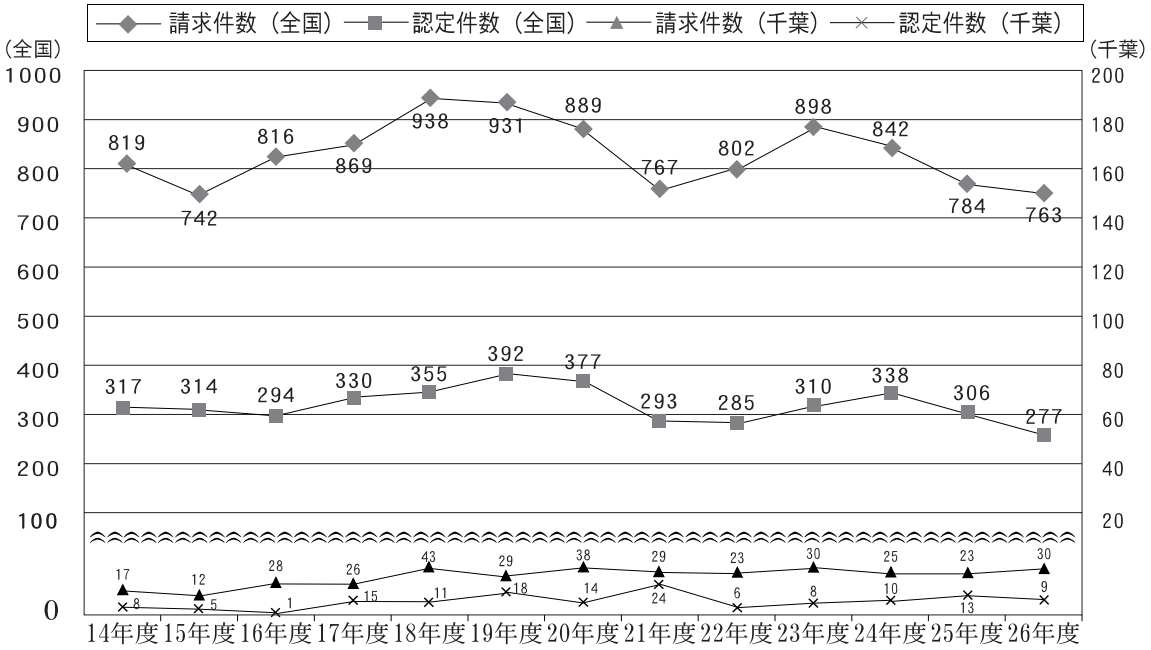

注）認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

2　精神障害等の労災補償の推移

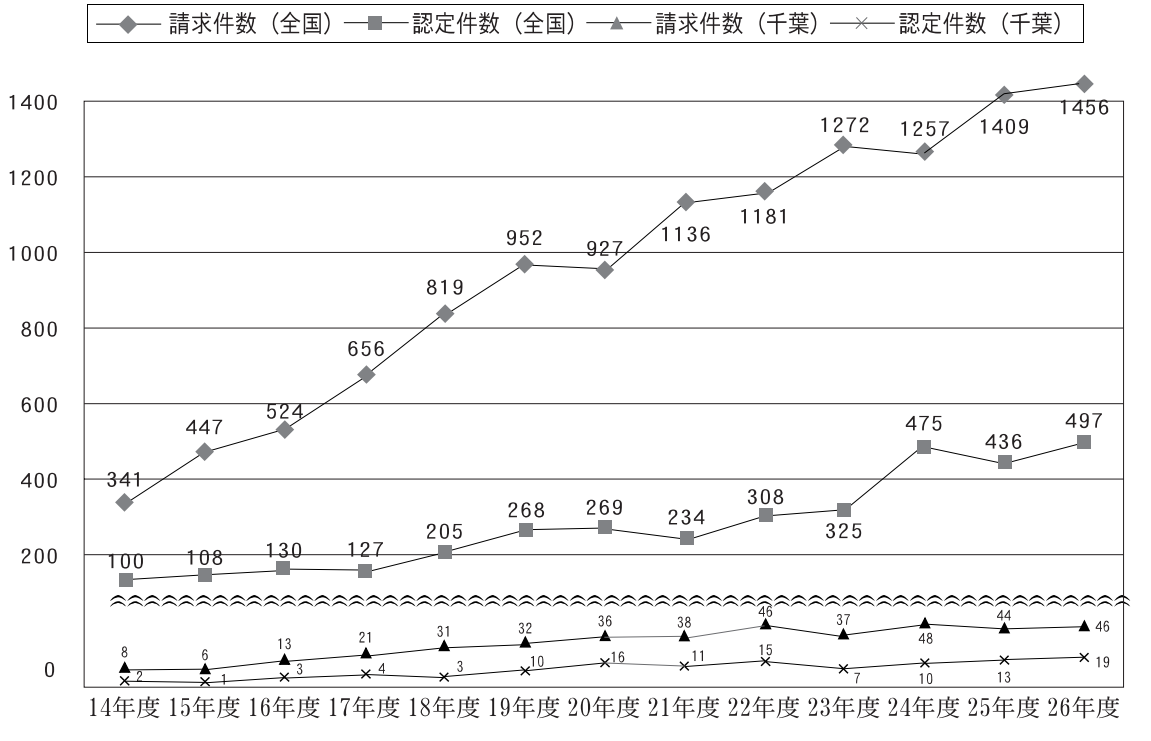

注）認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

11 平成27年の主な死亡災害

1．製　造　業

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	1月	製鉄・製鋼・圧延業	はさまれ、巻き込まれ	工場のスリッターライン入側Ｎｏ．１ピンチロールの手入れ作業をロールを回転させた状態で実施していた。出側で作業していた同僚が、非常停止になっていることに気づき、入側へ行くと被災者がピンチロールに巻き込まれているのを発見した。
2	2月	めっき業	はさまれ、巻き込まれ	釘等の建設金具の自動塗装機械の起動後、コンベアーで運ばれた釘が円筒状のかごに投入され、かごが塗装液の入ったタンク上に水平移動した際、被災者がかごの送給装置のバー部分とガイドレールとの間に頭部を挟まれたもの。被災者は救急搬送されたが、入院先の病院で２日後に死亡した。
3	2月	その他の金属製品製造業	はさまれ、巻き込まれ	構内で1人で長さ112㎝、直径112㎝、重さ880kgのケーシングの修理を行っていた。翌日出勤してきた同僚が被災者の車が駐車場に置いてあることに気づき、構内を確認したところ、ケーシングに胴体を挟まれている被災者を発見した。
4	3月	石油製品・石炭製品製造業	はさまれ、巻き込まれ	５階建てアスファルトプラントにおいて、４階と３階を仕切るエアー駆動式開閉ゲートに付着したアスファルトガラをエアーハンマーで除去する作業を行うため､開閉ゲート直下にトロリーと呼ばれる計量設備のリミットスイッチに、アスファルトを均すトンボの柄で開の位置で押さえた。脚立に乗って開閉ゲート付近のガラ除去を被災者単独で行っていたところ、開閉ゲートが閉まってしまい、頭部を挟まれた。
5	5月	造船業	火災	土砂運搬船のバラストタンク内で油圧配管の取り外し作業を行っていた。 配管は、フランジ間の約３ｍを交換する予定であり、フランジボルトをガス溶断しているときに、突然火災が発生し、バラストタンク内で作業していた２名が被災した。
6	7月	製鉄・製鋼・圧延業	墜落、転落	天井クレーンランウェイ上の粉じん清掃作業時に、ダスト吸引車での吸引作業完了後のホース片付け作業中、天井クレーンランウェイから地上にホースとともに25.4m墜落した。
7	7月	自動車整備業	交通事故（道路）	客先よりトラクター（農作業用）が、道路のU字溝にはまってしまったとの連絡を受け、被災者と同僚がU字溝からトラクターを出して、被災者がすぐ近くの客先の家までトラクターを運転していこうとしたところ、ブレーキが故障し下り坂であったためＴ字路を曲がりきれずトラクターが横転、被災者がトラクター後輪と道路に頭を挟まれた。
8	8月	その他の食料品製造業	有害物等との接触	被災者は、米油とノルマルヘキサンの混合液に含まれる結晶化した固体脂・ワックス分をろ過するろ過機内のろ材の補修をしていたところ、ろ過機上部に設けられている点検口より頭、肩及び手がろ過器内部に突っ込んだ状態で発見された。
9	10月	その他の金属製品製造業	はさまれ、巻き込まれ	薄板コイル研磨ラインにおいて、薄板を研磨するバフの回転軸に左腕が巻き込まれている被災者が発見された。
10	10月	無機・有機化学工業製品製造業	火災	エポキシ樹脂を製造する工場のジャケット付き撹拌溶解器の上部マンホールから添加剤の赤燐を投入中に火災が発生し、投入作業を行っていた被災者が､マンホールから噴出した火炎で､上半身など全身の60％に重度の熱傷を負った。その後、感染症による多臓器不全により死亡した。

２．建設業（土木工事関係）

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	２月	橋梁建設工事業	交通事故（道路）	常磐自動車道上り線第一および第二走行車線を規制し、規制範囲内において高所作業車を設置した。労働者２名がバケットに乗車して､常磐道上部に跨るコンクリート橋の補修作業を行っていたところ、追い越し車線を走行していたトラックが規制範囲内に侵入してきて、トラックの荷台（高さ約3.8m）がバケットの底部に接触した。バケットに乗車していた２名の労働者は路上に投げ出されて１名が死亡し、１名が左足を骨折した。
2	７月	その他の土木工事業	激突され	事業場に隣接する斜面において、チェーンソーを用いて立木を伐倒する作業中、立木の斜面下方向に受口の下切りのみを行い、斜面上方向から追口の切り込みを行い、一旦チェーンソーの刃を抜き、１～２歩離れた瞬間、当該立木が倒れ、被災者の胸部に激突した。
3	８月	その他の土木工事業	激突され	事業場所有の敷地内において、チェーンソーを使用して、太さ50㎝、高さ20mの立木の造材作業を被災者含む２名の労働者で行っていた。事業者は２名の作業を離れた位置で傍観していたが、チェーンソーの音がしなくなったので確認したところ、倒れている被災者を発見した。
4	８月	道路建設工事業	はさまれ、巻き込まれ	農道を砂利転圧作業していたロードローラーのオペレーターが、後方にくぼみがあるのを見つけ、くぼみに砂利を詰めるためにローラーから降車した。降車の際にギヤをニュートラルにして降りようとしたところ､ギヤに体の一部が触れてしまいローラーが無人の状態で前進してしまった。ローラーの約７m前方にいた現場監督は気が付かずに無人で前進してきたローラーに轢かれた。
5	11月	土地整理土木工事業	激突され	チェーンソーを用いて斜面の立木の伐木作業を行っていた被災者が、倒れてきた杉の木に当たり、倒れているところを、約50m離れた場所で作業を行っていた他の労働者に発見された。

３．建設業（建築工事関係）

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	７月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	高温・低温の物との接触	自動車販売店の増築工事において、雨水排水用のU字溝を設置していた。休憩を複数回取りつつ作業を行っていた。16時から後片付け作業を行っていたところ、両ひざをついて右肩から転がるように倒れた。意識がもうろうとしていたため、救急車で病院に搬送したが、約12時間後に熱中症で死亡した。
2	８月	建築設備工事業	墜落、転落	木造住宅のアンテナ取り付け工事作業において、アンテナを壁面に取り付けるためはしごの上で作業中または移動中、高さ約8.7mから墜落した。
3	８月	木造家屋建築工事業	高温・低温の物との接触	個人住宅新築工事現場で８時30分頃から外構工事に従事していた作業員が16時35分頃作業を終え、２ｔ車に乗って会社の資材置場に向け出発した途端に熱中症を発症し、救急搬送先の病院で死亡した。
4	８月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落	事業場の資材置場にてトラックの荷台に資材を積荷する作業中に転落した。
5	９月	その他の建築工事業	墜落、転落	被災者は、ビル屋上に設置された足場において看板の撤去作業を行っていたところ、高さ約10mの足場の作業床から屋上面に墜落した。
6	10月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	はさまれ、巻き込まれ	物流倉庫の新築工事現場において基礎杭の打設中、被災者が測量器で杭の垂直精度を計測後、杭に近づこうと幅約６mの鉄板が敷かれた道路を横断しようとした際に、バックしてきたダンプトラックの後輪に轢かれた。
7	11月	その他の建築工事業	墜落、転落	スレート壁及びスレート屋根の解体工事において、取り外したスレート壁を運ぶ作業中、通路としていたスレート屋根を踏み抜き、高さ約５m下の地面に墜落した。

４．建設業（その他の建設業）

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	６月	その他の建設業	激突され	伐木作業を２人で行っていた。被災者がチェーンソーで木を切り、もう一人は木が宅地側へ倒れないよう重機を操作して支えていた。被災者はチェーンソーで追い口を切っていたところ、チェーンソーが抜けなくなった。木が倒れ始めたため、退避したが、倒木は一旦バウンドして根本が浮き上がり、被災者の背中に激突した。
2	８月	その他の建設業	飛来、落下	解体処理中の天井クレーンガーダーから走行ロッカー（上部及び下部）を取り外し地上に降ろす作業を行っていたところ、作業員が誤って別のボルトを溶断してしまったため、下部走行ロッカー（重さ約２トン）が落下し、下敷きになった。
3	11月	電気通信工事業	墜落、転落	貨物用エレベーター上部への殺虫灯取り付け作業において、被災者は電線の寸法を測るため、移動はしごで高さ地上約３メートルにあるシャッターボックスの上に上った。計測後、被災者は移動はしごを下りている途中ではしごの下部が滑ってはしごが転倒、被災者が墜落し、頭部を強打した。

５．運輸交通業・貨物取扱業

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	２月	航空業	墜落、転落	航空機の油圧系装置を整備していたところ、高さ約2.6mの作業床の端から墜落した。
2	２月	その他の道路貨物運送業	その他	15時に出発点呼を受け、16時25分頃に事業場から出発した。翌日２時10分頃に業務を終了し、３時頃に休憩場所に到着した。次の仕事へ着車されていないという連絡が入り、近くのコンビニで車両が発見された。その後救急搬送され、収容先の病院で死亡が確認された。
3	４月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	被災者運転のトラックが配送中に道路左側の縁石に接触し，反対車線を横断後，畑に転落，電柱に衝突した。病院へ救急搬送後，死亡が確認された。
4	10月	陸上貨物取扱業	崩壊、倒壊	天井クレーンを用いて、パレット台車に熱延鋼板を積み込み、玉外しを行った後にクレーンを走行させているときに、玉掛用具であるハッカーが積み込んだ熱延鋼板に接触し、積み込んだ熱延鋼板の上部が荷崩れを起こし、被災者に激突した。
5	11月	陸上貨物取扱業	崩壊、倒壊	被災者等はフォークリフトを使用してドーリーから積み荷を降ろす作業を行っていた。積み荷の中央には、パレット付けされた荷の間に挟み込んでキャスター付きの折りたたみ式トランポリンが積み込まれていたが、当該トランポリン周辺の片側の積み荷が降ろされた際に、キャスターが動き、ドーリーの台座のすき間の溝に脱輪した後に倒壊し、被災者が下敷きとなった。

６．その他の業種

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	２月	警　備　業	お　ぼ　れ	耐震補強工事において、現場付近を航行する船舶の状況を監視する警戒船業務中に、トイレを設置した台船（水面からの高さ1.4メートル）と船の間を移動していたところ、水面に転落した。
2	３月	その他の事業	交通事故（道　路）	社用払込のため近くのコンビニエンスストアへ徒歩で向かっていたところ、道路が渋滞していたため、被災者が信号機のない場所を横断し車の間を通り抜けた際、車両と歩道の間を走行していた帰宅中競輪選手の自転車と出会い頭に衝突した。
3	４月	倉　庫　業	そ　の　他	仕事量の著しい増加に伴い時間外労働が大幅に増加したことにより精神疾患となり、自殺した。（縊死）
4	５月	畜　産　業	そ　の　他	トイレで倒れ意識を失っているところを発見され、救急搬送されるも免疫機能が低下しているところ、家畜由来の病原菌に感染し、敗血症により死亡した。
5	６月	産業廃棄物処理業	はさまれ、巻き込まれ	コンクリートガラを破砕する破砕機に附属するベルトコンベヤーのロール部付近で倒れているところを他の労働者に発見された。被災者は病院に搬送されるも、外傷性ショックによる死亡が確認された。発見時、当該コンベヤーは運転中で、被災者の傍らには、折損したスクレパー（ロールに付着したゴミを取除くための用具）が落ちていた。
6	８月	その他の事業	墜落、転落	機械室棟３階において，天井に設置された火災報知器の点検作業中，ダクトを通すために設けられていた床面の開口部から地下２階まで墜落した。
7	10月	ビルメンテナンス業	お　ぼ　れ	構内において、清掃作業を行っていた被災者が船着場付近の深さ2.3m（水深1.7m）の水路に、モップと共に沈んでいるところを発見された。
8	11月	産業廃棄物処理業	火　災	焼却設備において、炉内の灰出し及び炉内への産業廃棄物の投入作業中、被災者が転倒して作業服に灯油が降り掛かり、作業服が燃えて全身を火傷した。
9	11月	その他の商業	墜落、転落	マンション管理人である被災者が、７階共用廊下において、脚立に上り廊下の天井に設置されている照明の蛍光灯の交換作業中、廊下の手すりを越えて約17m下の足場に墜落した。
10	11月	その他の医療保健業	激突され	歯科医院に勤務する被災者がごみ出しのために歯科医院の駐車場から歩道に出ようとしたところ、走行してきた自転車に駐車場で衝突された。

12 参考資料

事故の型分類コード

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。 交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。 プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類番号	分類項目	説　　明
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 (高温の場合) 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 (低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、ＣＯ中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 (起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 (起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 (起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故(その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起因物分類コード表

分類番号			分類番号
大	中	小	
1 動力機械	11	111	原動機
	12	121	動力伝導機構
	13 木材加工用機械	131	丸のこ盤
		132	帯のこ盤
		133	かんな盤
		134	角のみ盤、木工ボール盤
		135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤
		136	チェーンソー
		139	その他の木工用機械
	14 建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械
		142	掘削用機械
		143	基礎工事用機械
		144	締固め用機械
		145	解体用機械
		146	高所作業車
		149	その他の建設用機械
	15 金属加工用機械	151	旋盤
		152	ボール盤、フライス盤
		153	研削盤、バフ盤
		154	プレス機械
		155	鍛圧ハンマー
		156	シャー
		159	その他の金属加工用機械
	16 一般動力機械	161	遠心機械
		162	混合機、粉砕機
		163	ロール機(印刷ロール機を除く)
		164	射出成型機
		165	食品加工用機械
		166	印刷用機械
		167	産業用ロボット
		169	その他の一般動力機械
	17 車両系木材伐出機械等	171	伐木等機械
		172	走行集材機械
		173	架線集材機械
		179	その他の車両系林業用機械
2 物上げ装置、運搬機械	21 動力クレーン等	211	クレーン
		212	移動式クレーン
		213	デリック
		214	エレベータ・リフト
		215	揚貨装置
		216	ゴンドラ
		217	機械集材装置、運材索道
		218	簡易架線集材装置
		219	その他の動力クレーン等
	22 動力運搬機	221	トラック
		222	フォークリフト
		223	軌道装置
		224	コンベア
		225	ローダー
		226	ストランドルキャリア
		227	不整地運搬車
		229	その他の動力運搬機
	23 乗物	231	乗用車、バス、バイク
		232	鉄道車両
		239	その他の乗り物

分類番号			分類番号
大	中	小	
3 その他の装置	31 圧力容器	311	ボイラー
		312	圧力容器
		319	その他の圧力容器
	32	321	化学設備
	33 溶接装置	331	ガス溶接装置
		332	アーク溶接装置
		339	その他の溶接装置
	34 炉等窯	341	炉　窯
		342	乾燥設備
		349	その他の炉窯等
	35 電気設備	351	送配電線等
		352	電力設備
		359	その他の電気設備
	36 人力機械工具等	361	人力クレーン
		362	人力運搬
		363	人力機械
		364	手工具
	37 用具	371	はしご等
		372	玉掛用具
		379	その他の用具
	39	391	その他の装置、設備
4 仮設物、建築物、構築物等	41 仮設物建築等構築物等	411	足場
		412	支保工
		413	階段、桟橋
		414	開口部
		415	屋根、はり、もや、けた、合掌
		416	作業床、歩み板
		417	通路
		418	建築物、構築物
		419	その他の仮設物、建築物、構築物等
5 物質・材料	51 危険物有害物等	511	爆発性の物等
		512	引火性の物
		513	可燃性のガス
		514	有害物
		515	放射線
		519	その他の危険物、有害物等
	52 材料	521	金属材料
		522	木材、竹材
		523	石、砂、砂利
		529	その他の材料
6 荷	61 荷	611	荷姿のもの
		612	機械装置
7 環境等	71 環境等	711	地山、岩石
		712	立木等
		713	水
		714	異常環境等
		715	高温、低温環境
		716	その他の環境等
9 その他	91	911	その他の起因物
	92	921	起因物なし
	99	999	分類不能

STOP! 転倒災害

プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP!転倒災害

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため
「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（２月、６月）には、チェックリスト（最終ページ）を活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害は今、最も多い労働災害で、しかもその割合は年々増えています。また、長期の休業につながることも多く、深刻な問題になっています。

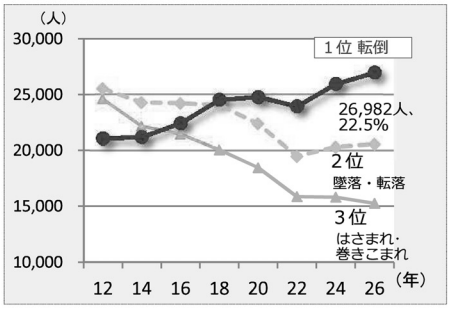

平成26年 厚生労働省　労働者死傷病報告
「事故の型別死傷者数の推移」

高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では1,000人に１人以上が被災しています。

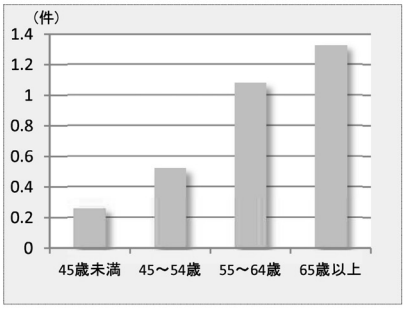

平成26年 労働者死傷病報告と総務省労働力調査
「年齢別転倒災害の発生率」
（労働者千人当たりの転倒災害発生件数）

転倒災害による休業期間は、約６割が１カ月以上となっています。

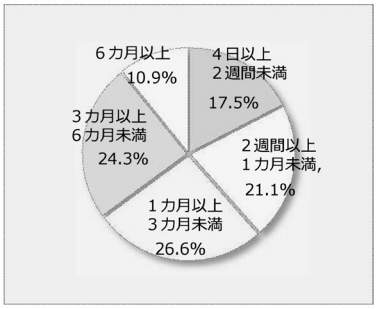

平成26年 労働者死傷病報告
「転倒災害による休業期間の割合」

転倒災害の種類と主な原因

▶転倒災害は、大きく３種類に分けられます。皆さまの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
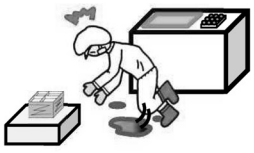		
＜主な原因＞ ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	＜主な原因＞ ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	＜主な原因＞ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

４Ｓ （整理・整頓・清掃・清潔）	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど　落ち着いて」	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消 	・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない 	・作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの 作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。

冬季は転倒災害が多発

▶積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

◇天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◇駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。

<ヒートマットの設置例>

◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」

STOP！ 転倒　検 索

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果はいかがでしたか？　問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。
どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　2016.1